



※放影研HPより

広島県における 全国がん登録の実施体制 及び利活用の実態について

令和4年7月22日(金)

広島県 健康福祉局
健康づくり推進課 がん医療・共生グループ
主幹 藤森 聡

全国がん登録

平成25年12月 「がん登録等の推進に関する法律」が成立
平成28年1月 施行

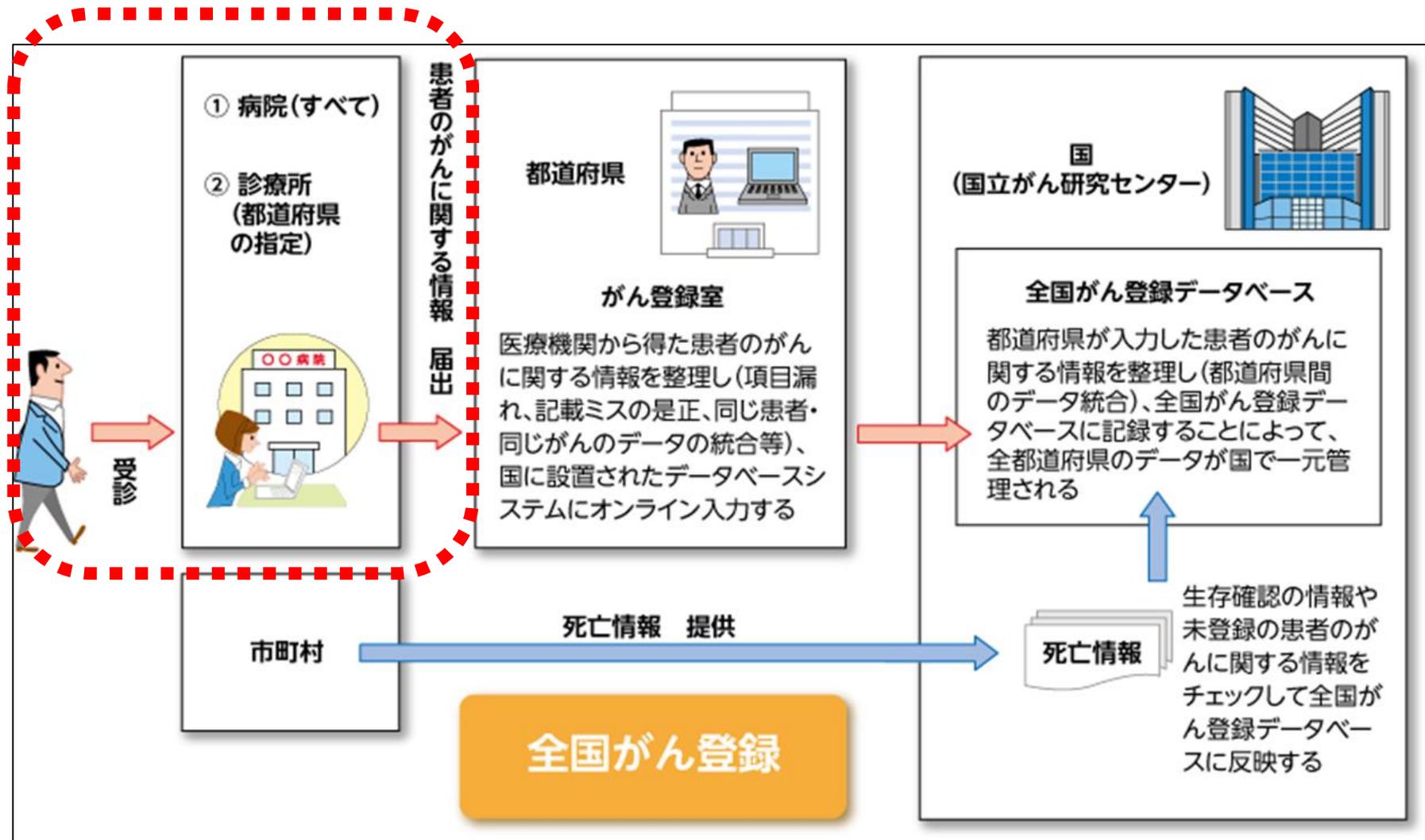
【目的】(法第1条から抜粋)

- ・ がん医療やがん検診の質の向上
- ・ がん予防の推進
- ・ これらに関する国民への情報提供の充実

こうしたがん対策を、科学的知見に基づき実施し、一層の充実に資するために

がんのり患、診療、転帰等の**状況の把握**
及び分析その他のがんに係る**調査研究を推進**する。

広島県における全国がん登録の実施体制



病院等による届出（誰が、何を）

■ポイント1: 誰が届出をしなければならないのか？

- **病院には例外なく届出義務**がある。（法第6条第1項）
- 県知事により**指定された診療所には届出義務**がある。
（法第6条第2項）

■ポイント2: 何を届出しなければならないのか？

- **法第6条第1項に定める情報**を届け出る必要があります。

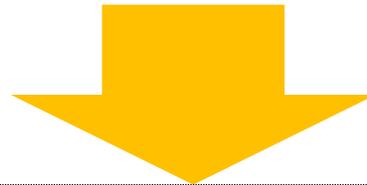
【参考】法第6条第1項から抜粋

- 一 当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 当該病院等の名称その他当該病院等に関し厚生労働省令で定める事項
- 三 当該がんの診断日として厚生労働省令で定める日
- 四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項
- 五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項
- 六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項
- 七 当該病院等が行った当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項
- 八 当該がんに罹患した者の死亡を確認した場合にあっては、その死亡の日
- 九 その他厚生労働省令で定める事項

病院等による届出(いつまでに)

■ポイント3:いつまでに届出をしなければならないのか?

→ **厚生労働省令**で定める期間内に、届け出なければならない。
(法第6条第1項)



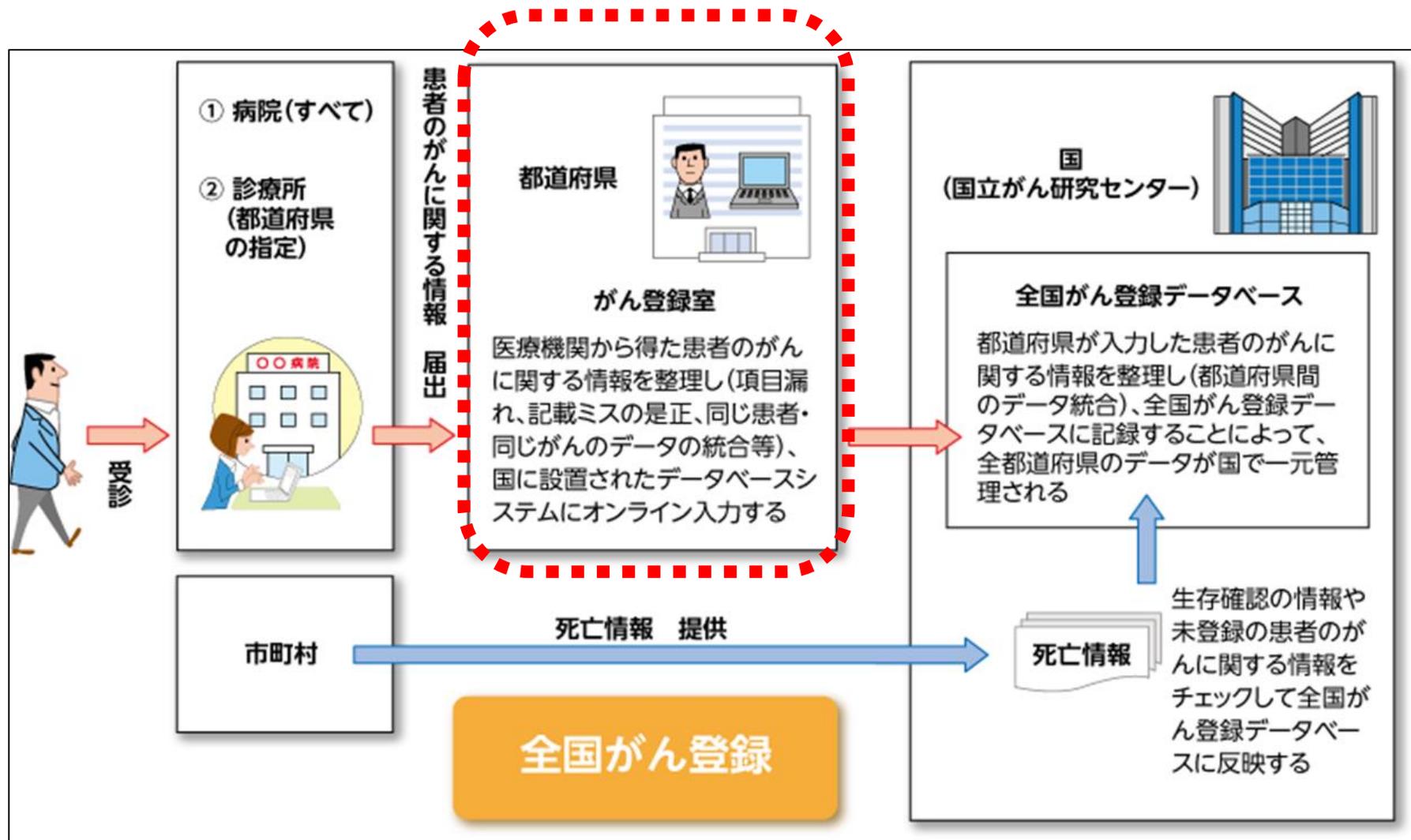
★省令「がん登録等の推進に関する法律施行規則」第10条(届出を行う期間)から抜粋

「省令で定める期間は、当該がんの診断日の
翌年の12月31日までとする。」

【例】

診断日	届出期限
2020年1月10日	2021年12月31日
2020年12月25日	
2021年12月30日	2022年12月31日
2022年1月5日	2023年12月31日

広島県における全国がん登録の実施体制



広島県がん登録室の体制

■全国がん登録における広島県の主な役割

- 県内の病院等から届出がされた情報について審査及び整理を行い、全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報を国に提出(法第8条第1項)
- がんに係る調査研究を行う者などからの申出等に基づくがん登録情報の提供(法第19条～第21条)



「広島県がん登録室」で実施

しかし、実施に当たっては、高度な医療知識や統計・解析能力、及び設備や人的資源が必要。そこで…

広島県がん登録室の体制

広島県 → 公益財団法人放射線影響研究所 に委託

■委託に関する規定

当該都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に、これらの権限及び事務を行わせることができる。
(法第24条)



・がん医療等に科学的知見を有する者(省令第8条)

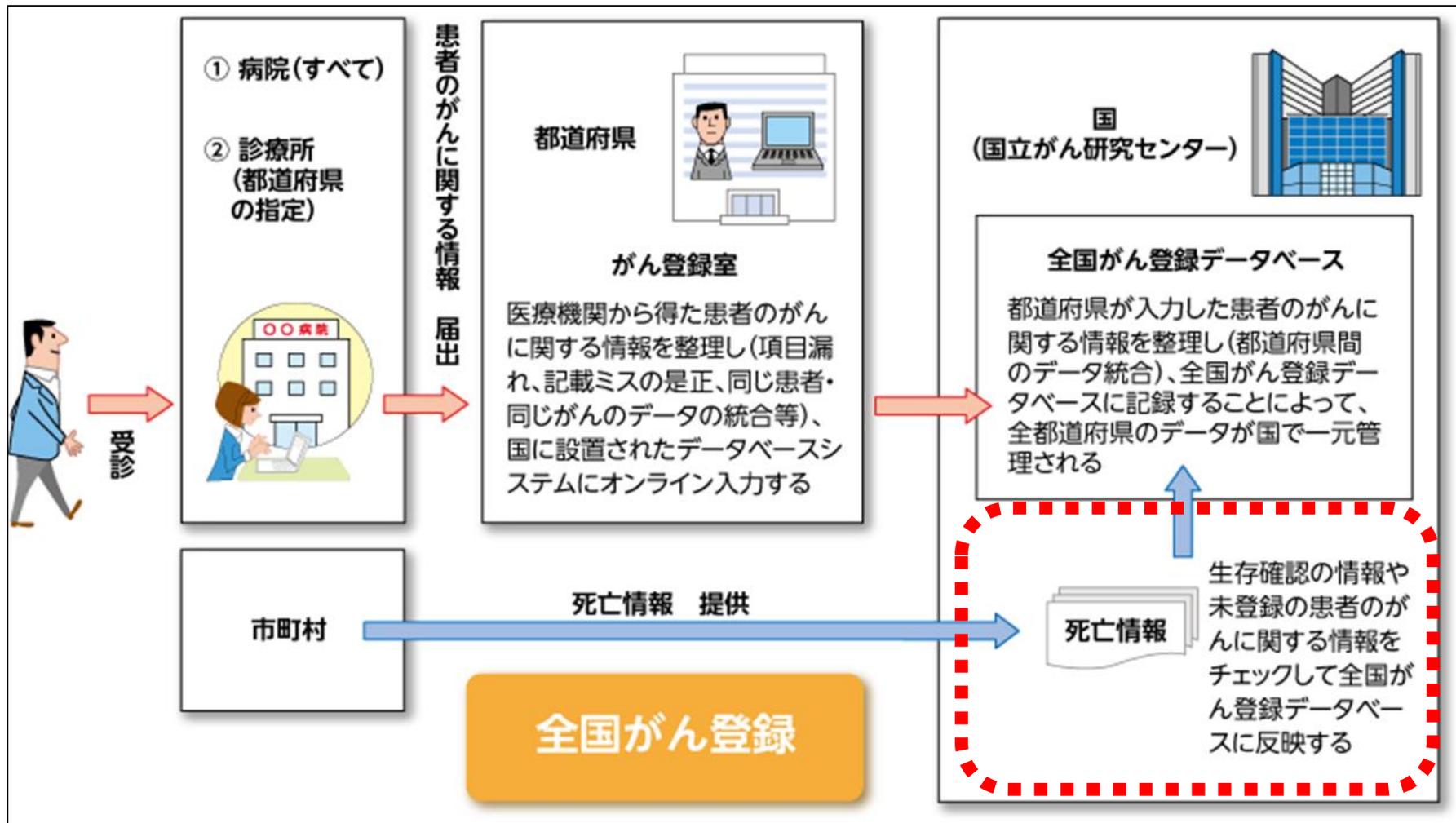
※知事の附属機関「がん対策推進委員会」に意見聴取の上、委託先を決定



※放影研HPより

本県では、地域がん登録における入力・集計・解析業務等を受託し、誠実に担ってきた放射線影響研究所に委託。

広島県における全国がん登録の実施体制



遡り調査

■生存確認情報のデータベースへの記録

→ 国では、市町村から提出された死亡者情報票（氏名、生年月日、死亡日、死因、死亡診断書の作成に係る病院等の名称など）と、がん登録情報を照合し、生存確認情報を記録します。（法第12条）

死亡者情報票によって初めて判明したがん（がん登録されていない）

「遡り調査」を実施（法第14条）

※昨年度は、160施設を対象に9月に実施しました。

県は、当該病院等に対して、登録の誤りや漏れなどが無いか確認の協力を求めます。（法第16条に基づく協力の要請）

全国がん登録の精度

■DCO(Death Certificate Only)とは？

→ がん登録において、死亡情報のみで登録された患者のこと。DCO%が低いほど計測された罹患数の信頼性が高いとみなされる。国際的ながん登録の水準では、DCOは10%以下であることが求められている。

	DCO(%)
広島県	1.28
全国平均	1.92

※2019年全国がん登録罹患数・率—都道府県一覧—精度指標から抜粋

全国がん登録の精度向上・維持のため
「遡り調査」は非常に重要な調査です。
引き続きご協力よろしく申し上げます。

全国がん登録に関する問い合わせ先

【届出内容に関すること】

広島県がん登録室(放射線影響研究所内)

082-261-5160

【オンラインシステムの申請・不具合に関すること】

国立がん研究センターがん情報サービス

03-4216-3943(がん登録センター管理室)

https://mio.ccr.ncc.go.jp/ikss/advice/cancer_questions(専用問い合わせフォーム)

※問い合わせの前に一度、広島県がん登録室に相談してください。

【その他に関すること】

広島県 健康福祉局 健康づくり推進課

082-513-3093(ダイヤルイン)

全国がん登録情報の利活用

■情報の利用及び提供について、次のとおり法律に定められています。

① **都道府県知事**による利用（法第18条）

② **市町村等**への提供（法第19条）

③ **病院等**への提供（法第20条）

④ **調査研究を行う者**への提供

（法第21条 第8項（非匿名化）、第9項（匿名化））

利活用の実態(第18条)

①都道府県知事による利用(法第18条)

県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のために自ら利用可能。

全国がん登録
広島県がん情報集計報告書
(平成30年集計)

広島県のがん情報について、
報告書にまとめ、県のがん情報
サポートサイト「**広島がんネット**」
で公開しています！

【URL】広島がんネットーがん登録ー全国がん登録
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/taisaku-gantouroku-zenkoku.html#houkoku>



利活用の実態(第18条)

【例】



広島がんネットを通じて、全国がん登録による集計データを公開し、本県のがんに関する情報を県民に対して広く提供。

【URL】広島がんネットーがんを知るーがんを取り巻く現状

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/ganwoshiru-genjou.html>

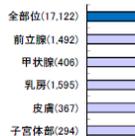


3. 5年相対生存率(平成24年(2012)診断)

平成24年(2012)診断患者における、全がんの5年相対生存率は66.1%であった。

部位別の5年相対生存率は、前立腺、甲状腺、乳房が90%以上、皮膚、子宮体部、喉頭で80%以上高かった。また、子宮頸部、大腸、膀胱70%台、悪性リンパ腫、胃、腎・尿路、口腔・咽頭、卵巣60%台、多発性骨髄腫50%台、食道、肺が40%台、白血病、肝および肝内胆管が30%台、脳・中枢神経系、胆のう・胆管は20%台、膵臓は13.2%と低くなっていた。(図11、図12、図13、表12参照)

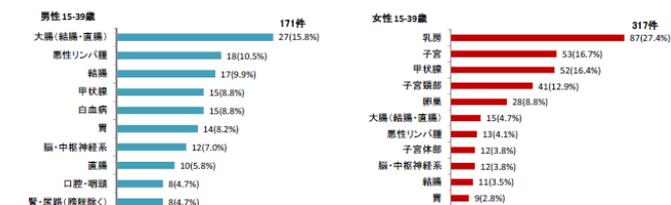
(集計対象者数)



(3) 世代別がん罹患数および割合(図3-1、図3-2、図3-3、図3-4、表2-A、B参照)

1) AYA (Adolescent&Young Adult) 世代: 15-39歳

男性では大腸(結腸・直腸)や、悪性リンパ腫、女では乳房、子宮、甲状腺のがんが多い。



報告書の集計データ等は、**県のがん対策推進計画の進捗状況の把握**や、**がん患者向け事業の事業規模の試算**などに活用。

利活用の実態(第20条)

③病院等への提供(法第20条)

県知事は、県内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、**当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報**(生存確認情報などに限る)の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その**提供を行わなければならない**。

その一方で・・・第20条の課題

【第20条の課題】※第15回厚生科学審議会がん登録部会(R2.11.25)資料より

1 申請できるが、情報が提供されない

(自院の患者情報でも、県がん登録室を対象とする安全管理措置が必要。
⇒安全管理措置の要件が病院の体制に合わない)

2 院内がん登録への活用が限定される

(生存確認情報は原則5年で消去する必要あり。カルテへの転記不可。)

 利活用の促進に向け、法やマニュアルの改正について議論が進んでいます。

利活用の実態(第21条)

④ 調査研究を行う者への提供(法第21条)

がんに係る調査研究を行う者から情報の提供の求めを受けた場合において、**必要な要件を満たす場合**、その調査研究に必要な限度で、提供を行うことができる。

【要件】※法第21条から抜粋

- ☑ 調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。
- ☑ がん医療の質の向上等に資する調査研究の実績を有すること。
- ☑ 情報の漏洩や滅失の防止など、適切な管理措置が取られていること。 等

利活用の実態

【例】研究等への活用

- 原爆被爆者のがん罹患に関するリスク解析（放射線影響研究所）
- がん検診の有効性やがん患者の受療行動に関する分析
- がん対策やがん医療の現状と課題分析

世界保健機構（WHO）の支部、国際がん研究機関（IARC）との共同研究により、世界のがん罹患統計である、「5大陸のがん罹患」等で世界的統計データとしての活用・貢献も！

世界におけるがん罹患統計（国際がん研究機関：IARC）



五大陸のがん罹患
Cancer incidence in
Five Continents (CI5)

ご清聴ありがとうございました。